

広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令

(平成二十八年三月三十一日広島県教育委員会訓令第三号)

県立学校

広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令を次のように定める。

広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令

(趣旨)

第一条 この教育委員会訓令（以下「訓令」という。）は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の一第一項第五号及び第二項の規定に基づき、広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。

(標準的な職)

第二条 標準的な職は、別表第一の上欄に掲げる職務に係る同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第三条 別表第一の一の項に掲げる職務に係る職制上の段階の標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第一の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第一の一の項に掲げる職務に係る職制上の段階の標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第二の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

3 別表第一の二の項に掲げる職務に係る職制上の段階の標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第四の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

4 別表第一の四の項に掲げる職務に係る職制上の段階の標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第五の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
一 教育職	一 校長の属する職制上の段階	校長
	二 教頭の属する職制上の段階	教頭
	三 主幹教諭の属する職制上の段階	主幹教諭（部主事に限る。） 主幹教諭（部主事を除く。）
四 教諭の属する職制上の段階	指導教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 講師 実習助手	

四 行政職(字 校司書)	二 医療職	一 栄養主幹の属する職制上の段階	寄宿舎指導員
		二 栄養主任の属する職制上の段階	栄養主任
		三 栄養士の属する職制上の段階	栄養士
	三 行政職 (四の項に掲 げる職務を除 く。)	一 事務部長の属する職制上の段階	事務部長
		二 事務長の属する職制上の段階	総括事務長
		三 事務主任の属する職制上の段階	事務長
	四 主事の属する職制上の段階	事務主任幹	事務主任
		主事	主事
		一 主幹学校司書の属する職制上の段階	主幹学校司書
	一 階	主任学校司書の属する職制上の段階	主任学校司書
		二 学校司書の属する職制上の段階	学校司書

別表第二（第二条關係）

標準的な職	標 準 職 務 遂 行 能 力
校長	<p>一 学校の責任者として、教育及び学校経営に関して高い識見を有し、教職員の監督を適切に行うことができる。</p> <p>二 学校経営目標を立て、教職員に対して指導力・統率力を発揮しつつ、自らが掲げた目標を達成するとともに、保護者等に対し説明責任を果たすことができる。</p>
教頭	<p>一 学校経営目標の達成に向け、校長を補佐し、校務全般にわたって指導力を発揮することができる。</p> <p>二 部主事や主幹教諭、指導教諭、主任等の育成を積極的に行ってことができる。</p>
主幹教諭（部主事に限る）	<p>一 学校経営目標の達成に向け、部の責任者として、校長及び教頭を補佐し、部の校務に関する企画・立案、指導教諭、各主任等への指導助言、校務分掌間の総合調整及び進行管理を行うことができる。</p> <p>二 教科指導、生徒指導等に関する専門的知識・技能を有し、教科指導や生徒指導、学級経営等を適切に行うことができる。</p> <p>三 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。</p>
主幹教諭（部	<p>一 学校経営目標の達成に向けて、担当する校務に関する企画・立案</p>

	(主事を除く。)		に参画し、組織的かつ効率的な校務運営を推進するとともに、教育指導上の課題に対して、他の教職員への指導助言や機動的な対応をすることができる。
		指導教諭	<p>一 教科指導、生徒指導等に関する専門的知識・技能を有し、教科指導や生徒指導、学級経営等を適切に行うことができる。</p> <p>二 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。</p>
		教諭 講師	<p>一 高い専門性に裏付けられた実践的指導力を有し、優れた教育活動を行つとともに、教科指導等の教育指導の改善及び充実のために、他の教職員への指導助言ができる。</p> <p>二 教科指導、生徒指導等に関する専門的知識・技能を有し、教科指導や生徒指導、学級経営等を適切に行うことができる。</p> <p>三 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。</p>
		養護教諭	<p>一 教科指導、生徒指導等に関する専門的知識・技能を有し、教科指導や生徒指導、学級経営等を適切に行うことができる。</p> <p>二 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。</p>
		栄養教諭	<p>一 学校保健に関する専門的知識・技能を有し、保健教育や健康管理等を適切に行うことができる。</p> <p>二 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。</p>
		実習助手	<p>一 教育及び栄養に関する専門的知識・技能を有し、食に関する指導や給食管理を適切に行うことができる。</p> <p>二 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。</p>
	寄宿舎指導員		<p>一 実験又は実習に関する知識・技能を有し、実験又は実習等を適切に行うことができる。</p> <p>二 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。</p>
			<p>一 日常生活上の世話及び生活指導に関する知識・技能を有し、児童生徒の障害の状態等に応じて、寄宿舎における生活指導等を適切に行うことができる。</p> <p>二 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。</p>

備考 主幹教諭（部主事を除く）の項標準職務遂行能力の欄一に掲げる字句は、養護をつかさどる主幹教諭にあつては養護教諭の項標準職務遂行能力の欄一に掲げる字句に、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭にあつては栄養教諭の項標準遂行能力の欄一に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表第二 (第三条関係)

標準的な職	標準職務遂行能力
栄養主幹	一 学校給食に関する専門的知識・技能を有し、給食管理や給食指導等を適切に行うことができる。
栄養主任	二 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。
栄養士	

別表第四 (第三条関係)

標準的な職	標準職務遂行能力
事務部長	一 学校経営目標の達成に向け、校長を補佐し、学校事務全般にわたって指導力を発揮することができる。
総括事務長	
事務長	二 事務職員等の育成を積極的に行うことができる。 三 学校事務に関する知識・技能を有し、学校事務の運営や処理等を適切に行うことができる。
事務主幹	四 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。
事務主任	一 学校事務に関する知識・技能を有し、学校事務の運営や処理等を適切に行うことができる。
主事	二 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。

別表第五 (第三条関係)

標準的な職	標準職務遂行能力
主幹学校司書	一 学校図書に関する専門的知識・技能を有し、生徒の学習支援や学校図書管理等を適切に行うことができる。
	二 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。